

転出をされる方へ



豊岡市マスコット コーちゃん



新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村役所（場）で転入手続きを行ってください。（14日以内に届出しないと50,000円以下の過料に処せられることがあります。）

転入手続きに

- ① 転出証明書（転出特例を受けた方はマイナンバーカードまたは住基カード）
- ② 届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、旅券、健康保険証等）
- ③ 印鑑
- ④ 在留カード、特別永住者証明書（外国人の方のみ）

- ◆ 転出予定日や転入先の住所が変わった場合でも、転出証明書を新住所地の役所（場）へ提出していただけます。
- ◆ 転出証明書を紛失した場合は再交付の手続きを行ってください。
- ◆ 都合により転出を取り止めた場合は、転出証明書、届出人の本人確認できるものをお持ちのうえ、転出取消の手続きを行ってください。
- ◆ 下の表に該当する方は、担当窓口で必要な手続きを行ってください。なお、振興局担当窓口欄に係の記載がある場合は、各振興局窓口でも同様の手続きをしていただけます。
- ◆ 転出手続きをされると、同じ世帯の方も含めてコンビニ交付サービスは利用できなくなります。

スマホで必要な手続きが確認できるくらしの手続きガイドはこちらから



対象となる方	豊岡市での手続き			新住所地での手続き
	本庁担当部署 (電話番号)	振興局 担当窓口	内 容	
印鑑登録をされている方	1階 窓口 サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	・ 転出予定日をもって自動的に豊岡市の登録がなくなります。印鑑登録証をお返しください。	・ 必要な方は、転入先の市区町村で新たに印鑑登録の申請を行ってください。
マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方			・ 継続利用される方はそのままお持ちください。返却を希望される方は窓口で返却してください。	・ 継続利用される方は転入先にお持ちいただき、継続利用の手続（転入手続きから90日を経過するとカードが失効します。）を行ってください。豊岡市で返却された方で新たに必要の方は転入先の市区町村で申請書の交付を受けてください。
国外に転出される方で、 (マイナンバー)通知カード、マイナンバーカードをお持ちの方			・ 手続き後返却しますので、窓口にお持ちください。	—
児童手当の受給者	1階 国保・年金課 (21-9061)	市民福祉課 市民福祉係	・ 児童手当の「消滅届」を提出してください。	・ 転入先の市区町村で引き続き受給を希望される場合は、「認定請求書」の提出が必要となります。
国外に転出される方 (国民年金の加入者)			・ 年金の資格が変更となります。「任意加入届」または「喪失届」を提出してください。	—
国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者、福祉医療費の受給者			・ 被保険者証、受給者証を返却してください。 ※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、あわせて返却してください。	・ 国民健康保険で70～74歳の方、または後期高齢者医療で県外に転出される方は、豊岡市の「負担区分等証明書」の交付を受け、転入先市区町村で必要な手続きを行ってください。福祉医療受給者の方は「所得課税証明書」の交付を受け、転入先市区町村で必要な手続きを行ってください。
未熟児養育医療の給付を受けている方	—	—	・ 転出後は豊岡市の給付が受けられなくなります。窓口で申し出てください。入院中の指定医療機関にも連絡してください。	・ 転入先の市区町村で引き続き受給ができるように必要な手続きを行ってください。
国外に転出される方	1階 税務課 市民税係 (21-9045)	市民福祉課 市民福祉係	・ 転出後の市民税の納付について納税管理者を定める申告書を提出してください。	—
バイク、軽自動車、農耕車等をお持ちの方			・ 豊岡市が発行したナンバープレートを返却してください。排気量125cc超のバイク、軽自動車は、登録された事務所で住所変更をしてください。	・ 現在お使いのバイク等を引き続き転入先の市区町村で登録する場合は、豊岡市発行の「廃車申告受付書」が必要です。
犬を飼っている方	1階 東側 生活環境課 生活環境係 (23-5304)	市民福祉課 市民福祉係	—	・ 引き続き犬を飼われる場合は、転入先市区町村で犬の登録手続きを行ってください。
豊岡市立霊苑使用者			・ 霊苑使用者が転出される場合は「墓所使用許可書記載事項異動届」を提出してください。	—
防災行政無線の受信機をお持ちの方（世帯全員が転出されるときの）	3階 危機管理課 危機管理係 (23-1111)	地域振興課 総務係	・ 受信機を返却してください。	・ 転入先の市区町村にお問い合わせください。
国外に転出し、在外選挙人名簿への登録を希望される方	4階 選挙管理委員会 事務局 (23-5454)	地域振興課 総務係	・ 海外在住の際、現地にて国政選挙の投票が出来ます。転出届を提出する際に、「在外選挙人名簿登録移転申請書」を提出してください。	・ 「在留届」を最寄りの在外公館やインターネットで提出してください。

裏面もご覧ください。

対象となる方	豊岡市での手続き			新住所地での手続き	
	本庁担当部署 (電話番号)	振興局 担当窓口	内 容		
市営住宅に入居されている方 転出される方が居住していた住宅が空き家となる方	5階	建築住宅課 住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	・名簿抹消の手続きを行ってください。 ※名義人または世帯全員が転出する場合は別途手続きがあります。 ・空き家のまま放置することのないように、適切な維持管理、相続手続き、売却又は除却等を行ってください。	—
保育所、認定こども園、幼稚園利用者	6階	幼児育成課 幼保運営係 (22-4452)	地域振興課 総務係	・利用者は「退園届」を提出してください。	・転入先の市区町村にお問い合わせください。
放課後児童クラブ利用者	6階	幼児育成課 幼児保育係 (29-0053)	地域振興課 総務係	・利用者は「異動届」を提出してください。	・転入先の市区町村にお問い合わせください。
小、中学生のお子さんがおられる方	6階	学校教育課 学務係 (23-1451)	地域振興課 総務係	・通っていた学校で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。	・転入先の市区町村の教育委員会で転入学の手続きを行ってください。
豊岡市奨学金の奨学生またはその保護者	6階	教育総務課 教育総務係 (23-1117)	—	・異動届の手続きを行ってください。	—
児童扶養手当の受給者	6階	こども支援課 こども応援係 (21-9038)	市民福祉課 市民福祉係	・受給者は届出してください。	・市区町村によって必要な手続きが異なりますので、転入先の市区町村にお問い合わせください。
母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方	—	—	—	・貸付を受けている方、償還中の方は連絡してください。	—
乳幼児のお子さんがおられる方	6階	こども未来課 おやこ保健係 (24-9604)	—	—	・乳幼児健診等、予防接種については転入先の市区町村にお問い合わせください。
妊娠中の方	6階	こども未来課 こども政策係 (21-9118)	—	・妊婦歯科検診票、妊婦健診受診券、新生児聴覚検査費助成券、産婦健診受診券をお持ちの方は返却してください。	・転入先の市区町村にお問い合わせください。
豊岡市福祉金受給者	立野庁舎 1階	社会福祉課 障害福祉係 (24-7033)	市民福祉課 市民福祉係	・受給者は届出してください。	・転入先の市区町村にお問い合わせください。
特別児童扶養手当の受給者				・受給者は連絡してください。	
特別障害者手当の受給者				—	
障害児福祉手当の受給者				—	
重度心身障害者(児)介護手当の受給者				・受給者は届出してください。	
障害支援区分認定を受けていた方、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	—	—	—	・引き続き障害福祉サービスを利用される場合は、豊岡市の「障害支援区分認定証明書」の交付を受け、転入先市区町村で必要な手続きを行ってください。	
災害援護資金、生活小口資金の貸付を受けている方	—	社会福祉課 地域福祉係 (24-5504)	—	・貸付を受けている方、償還中の方は連絡してください。	—
介護認定を受けている方	立野庁舎 2階	高年介護課 高齢者福祉係 (24-2401)	市民福祉課 市民福祉係	・被保険者証を返却してください。 ※負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方はあわせて返却してください。	・引き続き介護保険のサービスを利用される場合は、豊岡市の「受給資格証明書」の交付(窓口サービス課でも対応可)を受け、転入先市区町村で必要な手続きを行ってください。
介護保険制度の被保険者の方				・被保険者証を返却してください。	
緊急通報システム機器をお持ちの方				高年介護課 高齢者福祉係 (29-0055)	
城崎温泉外湯入浴ICカードをお持ちの方	—	—	城崎振興局 城崎温泉課 (21-9070)	・外湯入浴ICカードの返納及び残金の精算手続きを行ってください。	—
図書館利用者カードをお持ちの方	—	図書館本館 (23-6151)	各分館	・利用者カードを返却してください。 図書館から借りた本があれば返却してください。	—
上、下水道の利用者	—	水道お客さまセンター (22-5378)	—	・水道の使用を中止する場合、水道の利用者、所有者を変更する場合は連絡してください。	・転入先の市区町村にお問い合わせください。

豊岡市役所	TEL (代表)	TEL (市民福祉課)	TEL (地域振興課地域振興係)	TEL (地域振興課総務係)
本庁舎	0796-23-1111	—	—	—
城崎振興局	0796-32-0001	0796-21-9066	0796-21-9065	左に同じ
竹野振興局	0796-47-1111	0796-21-9074	0796-21-9073	0796-47-1111
日高振興局	0796-42-1111	0796-21-9053	0796-21-9056	0796-21-9052
出石振興局	0796-52-3111	0796-21-9026	0796-21-9028	0796-21-9025
但東振興局	0796-54-1000	0796-21-9033	0796-21-9032	左に同じ